

JR連合 政策News

第274号

2015年12月4日

2016 税制改正要望の実現に向けて

国土交通大臣へ要請行動を展開!

～ JR九州に対する税制特例措置の継続適用、JR貨物の新車特例措置の適用延長、
JR北海道・四国に係る財務面での支援措置等、JR三島会社・JR貨物支援を強く求める～



12月3日、JR連合は、2016 税制改正要望の実現に向けた最終局面の取り組みとして、各単組代表者およびJR連合国会議員懇談会（議員懇）所属議員とともに、石井国土交通大臣への要請行動を展開した。議員懇からは、高木義明会長（衆議院議員）、伴野豊副会長（衆議院議員）、榛葉賀津也副会長（参議院議員）、小川淳也事務局長（衆議院議員）、広田一幹事（参議院議員）、泉健太幹事（衆議院議員）の6議員が同行し、税制特例措置がJRを支え発展させるために不可欠であることを、働く者の立場から一丸となって訴えた。

冒頭、議員懇の高木会長およびJR連合の松岡会長からは、JR産業を取り巻く環境、特に地方鉄道の窮状、JR三島会社・JR貨物の労使の奮闘等を伝え、そして国からの継続的な支援を要請。JR九州労組の許斐執行委員長からは、JR九州が国鉄改革以降実施してきた様々な効率化施策等の経営努力に触れ、地元との連携を図ってきたこと、地元で育ててもらったことへの恩返しをしていく想いを伝えた。一方で、JR九州が株式上場後も税制特例措置なくしては極めて厳しい環境にあることを訴え、税制支援措置の継続を求めた。続いて、貨物鉄産労の山崎執行委員長からは、JR貨物がこの間様々な経営努力を積み重ね、現在鉄道事業の黒字経営と自立を目指し、一日でも早くこの間の支援措置に報いていく強い意思が労使にあることを伝え、引き続きの税制支援措置の必要性を強く訴えた。

これに対して、石井国土交通大臣からは、今回の要望事項であるJR三島会社・JR貨物に係る税制特例措置が、地方路線維持のための経営支援策として重要であり、省としても来年度以降も必要な措置であるという認識をもっていることや、省としても税制改正要望実現に取り組んでいる旨が述べられた。加えて大臣からは、JR連合・各単組・議員懇への協力要請もあった。

2016 税制改正も最終局面！JR連合は要望実現に向け、最後まで全力で取り組みを進める！

【別紙】要請書（JR三島会社・JR貨物に対する税制特例措置等の支援措置を求める要請）

国土交通大臣 石井 啓一 殿

日本鉄道労働組合連合会 (J R 連 合)
会 長 松 岡 裕 次

J R 連 合 国 会 議 員 懇 談 会
会 長 高 木 義 明 (衆 議 院 議 員)



J R 三 島 会 社 ・ J R 貨 物 に 対 す る 税 制 特 例 措 置 等 の 支 援 措 置 を 求 め る 要 請

政府の重責を担う、貴職の御奮闘に敬意を表します。また日頃より、私ども J R 連合の運動に御支援賜り、感謝申し上げます。

さて、J R 北海道、J R 四国及び J R 九州 (以下、J R 三島会社という) は、経営基盤が脆弱であるがゆえに自立経営が困難であることを前提に設立され、経営安定基金の運用益及び三島特例・承継特例などの税の減免措置等の経営支援策によって経営を維持してきました。加えて、J R 三島会社は発足以降、徹底した合理化・効率化施策や、積極的な営業施策展開等の経営努力を重ねてきましたが、依然として上述の経営支援策なしには経営が立ち行かない状況です。特に、J R 九州は、厳しい経営環境の中でも、鉄道部門における徹底した各種経営努力に加え、積極的な経営資源の発掘と事業の多角化を行って収益を拡大してきた結果、第 189 回通常国会において所謂「J R 会社法」の改正が可決され、株式上場および完全民営化への道筋が立ちました。しかしながら、九州エリアにおいては、一部を除き少子高齢化・地域の過疎化が急速に進展しており、J R 九州が所管する広大な鉄道網の大半が不採算路線です。一民間企業の企業努力のみでは、広大な鉄道ネットワークを将来にわたり維持し続けることの負担は極めて大きく、引き続き、国鉄改革の目的である「鉄道事業の再生」や「地域の活性化」といった使命を果たし地方創成に寄与していくためには、公的な経営支援策が絶対的に必要不可欠と言えます。

また、J R 貨物は、国鉄改革時に厳しい経営展望にあったにもかかわらず、財政支援策が十分に講じられないまま発足しました。J R 三島会社と同様に徹底したコスト削減・効率化施策等により経営改善を図り、公的な支援を受けつつ自立経営に向けた努力を積み重ねてきましたが、依然として非常に厳しい経営状態にあります。物流政策や環境問題等、社会的なモーダルシフトの要請といった観点からも、経営支援策の継続が必要不可欠です。

以上の観点に立ち、下記の支援策を講じていただきますよう要望します。

記

1. 平成 28 年度税制改正において、現在、J R 九州に対して講じられている税制上の特例 (事業税・固定資産税・都市計画税) について、J R 会社法改正法施行後の J R 九州が、改正前と同様に取り扱われるよう、所要の措置を講じていただくことを要望します。
2. 平成 28 年度税制改正において、J R 貨物の機関車・コンテナ貨車に係る固定資産税の減免措置の適用期限延長を要望します。またモーダルシフトを積極的に推進するべく、「新たな物流効率化のための計画に基づき取得した事業用資産に対する税制特例措置の創設」を要望します。
3. J R 三島会社・J R 貨物が、引き続き国民・地域の足としての社会的使命を果たし続けることができるよう、各種税の減免措置をはじめとする経営支援策の恒久化を図るよう要望します。

以上